

学校法人 北星学園

運 営 規 範

2025年6月1日



目 次

はじめに	1
第1章 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	2
1－1 学校法人北星学園の建学の精神、理念	
1－2 北星学園大学・北星学園大学短期大学部の建学の精神、理念	
1－3 北星学園大学・北星学園大学短期大学部の教育・研究の目的	
1－4 北星学園女子中学高等学校のスクール・ミッション、スクール・ポリシー	
1－5 北星学園大学附属高等学校のスクール・ミッション、スクール・ポリシー	
1－6 北星学園余市高等学校のスクール・ミッション、スクール・ポリシー	
第2章 公共性・社会性の確保（社会貢献）	9
2－1 学生・生徒に対して	
2－2 教職員等に対して	
2－3 社会に対して	
2－4 危機管理及び法令遵守	
第3章 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	12
3－1 理事会	
3－2 理事	
3－3 監事	
3－4 評議員会	
3－5 評議員	
第4章 透明性・信頼性の確保（情報公開）	16
4－1 情報公開の充実	

はじめに

私学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

中でも私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において中等・高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、学校法人北星学園の建学の精神に基づき、私立大学・学校としての使命を果たしていくために、また、教職員はその理念を具現する存在であるために、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学・学校づくりを進めていきます。

また、2020年3月に「学校法人北星学園 中長期計画～グランドデザイン2020-2040～」を策定・公表し、学生・生徒を始め様々なステークホルダーに対し、大学・各学校の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、中長期的な価値の向上を目指していきます。

本運営規範は、本学園が公共性と自主性を基本にした自律的な取り組みとして活用することを目的として、2024年6月に「学校法人 北星学園ガバナンス・コード」として制定しましたが、2024年10月25日に日本私立大学協会により「ガバナンス・コード2.0」への改定が行われたため、「学校法人 北星学園ガバナンス・コード」を“憲章”として残す意味合いから、「学校法人 北星学園 運営規範」へと名称を変更しました。今後も、法令改正等に応じて必要があれば改正し、より適切な「運営規範」を目指すこととします。

2025年6月1日

学校法人 北星学園

理事長 古川 敬康

※ 以下本文中、特段の注記がない限り「北星学園大学」の表記には「北星学園大学短期大学部」を含みます。

第1章 自主性・自律性の確保（特色ある運営）

1-1 学校法人北星学園の建学の精神、理念

2020年3月に策定した「学校法人北星学園 中長期計画～グランドデザイン2020-2040～」において、『学校法人北星学園のCornerstone』として2040年までに達成する目標として以下の通り確認しました（2023年5月改訂）。

（1）建学の精神、理念

キリスト教に基づく教育

（2）ミッション

＊ 北星学園の創立者サラ・C・スミスが校務日誌に記した「基本理念（Mission）」

The fundamental idea of a school is to educate in the various branches of useful knowledge and thus fit the pupils for the various duties and responsibilities of active life. The religious and spiritual influence brought to bear on the pupils is the most important thing in the school. Both of these ideas may and should be realized in a good school.

およそ学校の根本理念は、生徒にさまざまな分野での有用な知識を教え、生徒が実生活においてさまざまな義務と責任を全うするように教育することにある。また、生徒に及ぼす宗教的霊的影響は、本校において最も重要なものである。この二つの理念は、良い学校を作るためには実現されなくてはならないものなのである。〔翻訳の一例／出典：北星学園百年史〕

（3）学校法人北星学園のCornerstone：2040年へ向けて

1. キリスト教に基づいた教育を行っていく。
2. グローバルなブランドイメージをさらに高め、確固たるものにすることを目指す。
3. 総合学園として、社会から求められ、“選ばれ続ける”学校法人を目指す。
4. ガバナンス（経営体制）の強化を推進する。
5. 健全な財政基盤の確立を目指す。

（4）北星学園として育む人物像

基本：自己を確立し、他者を尊重することで人と向き合い、寄り添える

『人間性』『社会性』『国際性』を持ち合わせた人。

1. 自らの役割を全うする強さ、知識と知恵と教養、そして他者と共生できる『人間性』を持ち合わせた人。
2. 様々な問題が溢れ、解決方法が見えづらい世の中において、個性や自分らしさを発揮し、困難を抱える人を支える役割を担える『社会性』を持ち合わせた人。
3. 「新しい価値創造」を求めて、地域社会に貢献する力を有し、世界各地で活躍できる『国際性』を持ち合わせた人。

(5) 掲げた人物像に育むために養いたい力

基本：しなやかな精神的骨格を形成すること。

1. 本質を見抜く力（課題発見・探究・知識・教養・判断力）
2. 未来を描く力（ビジョン設定・計画立案・表現力・創造力）
3. 未来を動かす力（自立・自発性・協調性・コミュニケーション能力）

1-2 北星学園大学・北星学園大学短期大学部の建学の精神、理念

(1) 建学の精神、理念

建学の精神、理念は次のとおり「ミッション・ステートメント」として、2004年度に再確認しました。

北星学園は、その歴史が一世紀を越えてなお創立者サラ・C・スミスの愛と知と技に基づく教育の志を継承しつつ今日に至っています。北星学園大学は、その時代を越えて継承されてきた想いを、今後も教職員・学生の連携に基づき、そこに携わったすべての者において継承し続けるために、この使命を宣言します。

ミッション・ステートメント

私たち北星学園大学に集う者は、正義と良心に従い、自由に真理を探求し、真理によって自由を得ることを目指します。

私たちは、移りゆく時代の中で、地域・社会・世界の諸情勢に絶えず目を向け、その中における北星学園大学の存在意義を確認し、本学の果たしていく役割を考え、実践することを目指します。

私たちは、世と時代が作り出した、悲慘な出来事に対して、平和と尊厳を作り出していくために、北星学園大学が果たしていく役割を考え、実践することを目指します。

私たちは、北星学園大学における教育・学習・研究から知と技を生み出すとともに、それらが社会において成果を発揮し、社会において貢献できる存在となることを目指します。

私たちは、このような志の下に契約に基づいて集い、そこから愛の献身と批判的精神において、自由な交わりと活動が営まれる北星学園大学であることを目指します。

『求めよ、そうすれば、与えられるであろう』（マタイによる福音書7章 7節）

(2) 建学の精神・理念に基づく人物像

建学の精神・理念に基づく人物像は次のとおり、2004年度に再確認しました。

北星学園大学では、従来、教育目標として、「人間性・社会性・国際性」の育成を掲げてきました。そして2004年度からは、それを十分に活かしつつ、キリスト教を基に創設された北星学園に属す大学として、建学の精神を高等教育によりふさわしい形で展開するために、基本理念を以下のように決めました。

本学は、プロテスタンティズムを建学の精神とする北星学園に属す。北星学園大学の基本は知的誠実である。それは、神の前で自己や自国を相対化し、謙虚に学びつづける姿勢である。「神を畏れることは知識の初めである」(旧約聖書：箴言 1 章 7 節)。

自他の人格の尊厳を知り、人間を何かの手段と見ないキリスト教的価値観が、本学の営みの根底に潜む。見識を備え責任を自覚し、社会に貢献する独立人を養成することが、本学の目標である。それは、抑圧や偏見から解放された広い学問的視野のもとに、異質なものを重んじ、内外のあらゆる人を隣人と見る開かれた人間である。

そういう意味での自由を本学は目指している。『真理はあなたがたに自由を得させるであろう』(新約聖書：ヨハネによる福音書 8 章 32 節)。

本学は、開学以来、地域・社会・世界に開かれた大学を目標としているのである。

しなやかな精神的骨格を持った、個性ある大学として、時流や利害に流されない独立した人格を学生のうちに育てたいという願いが、この文言には強く込められているのです。

1-3 北星学園大学・北星学園大学短期大学部の教育・研究の目的

(1) 建学の精神・理念に基づく教育・研究目的

北星学園大学の建学の精神(理念)に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおり学則に明記しています。

①大学の教育目的及び研究目的

大 学：キリスト教による人格教育を基礎とし、広く教養を培うとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、応用的能力を発揮させることを目的とする。

短期大学部：キリスト教に基づいて、短期大学の教育を施し深く教養を培わせるとともに専門の知識と技能を修得させ、愛と奉仕に生きる自由な人間を育成することを目的とする。

②各学部学科の教育目的及び研究目的

1 文学部 英文学科

英語とその背景にある文化や歴史に対する知識を教授するとともに、高度な英語運用能力及び自文化に対する深い理解力を養成し、国際社会において求められる柔軟な対応力とコミュニケーション能力を備えた人材の育成を目的とする。

2 文学部 心理・応用コミュニケーション学科

心理学の知見に基づいた人間理解に関する知識を教授するとともに、社会の現場で自ら問題を見つけ出し考え行動する力を養成し、人々の相互理解と協働が求められる社会状況の中で、コミュニケーションの活性化に貢献できる人材の育成を目的とする。

3 経済学部 経済学科

経済学の理論的・歴史的な学問体系を踏まえて国内外の経済問題や現代世界のグローバルな課題について教授することを通じ、経済学的思考とグローバルな視座とを身に付けて社会のさまざまな状況に対応できるジェネラリストを育成することを目的とする。

4 経済学部 経営情報学科

企業経営に関する体系的な理論、経営実務に関する実践的で国際的な知識、情報処理に関する最新の技法を教授するとともに、高度で専門的な経営情報活用能力を養成し、経営、マーケティング、会計、情報の各分野で活躍できる人材の育成を目的とする。

5 経済学部 経済法学科

経済学と法律学から成る学科専門科目群の中から、経済・金融、公共法政策、法律・法務等の領域に関する専門知識を学修し、必要な実践的な能力と倫理観を備えた、社会に有為な人材の育成を目的とする。

6 社会福祉学部 福祉計画学科【2023年度から1年次入学生の募集を停止し在学生在がいなくなるのを待って廃止予定】

社会福祉制度・政策の知識を教授するとともに、調査・分析能力や国際感覚を養成し、コミュニティソーシャルワーカーや福祉マインドを持った企業人及び公務員として活躍できる人材の育成を目的とする。

7 社会福祉学部 福祉臨床学科【2023年度から1年次入学生の募集を停止し在学生在がいなくなるのを待って廃止予定】

対人援助専門職としての基本的な価値・知識・技術を教授するとともに、多様な実践環境に対応したソーシャルワーク実践能力、実践の中で研鑽・研究する能力を養成し、真に実践力のあるジェネラリスト・ソーシャルワーカーの育成を目的とする。

8 社会福祉学部 社会福祉学科

社会福祉学の学びを核としつつ、コミュニケーション力、分析力、デザイン力、支援力、企画・実践力、研究力を育むことを通して、現代社会を生きる人々や地域社会が抱える諸課題と向き合い、「多様性を認め、共に生きる社会の構築・実現」「地域社会の活性化・地域づくり」に資する人材の育成を目的とする。

9 社会福祉学部 心理学科

心の科学としての心理学と実践としての心理臨床の基礎知識を教授するとともに、医療、教育、福祉、産業、組織など様々な現場において、自己と他者、及びその関係性をより良くとらえ、広くウェルビーイングを達成するための実践力と人間性を備えた人材の育成を目的とする。

10 短期大学部 英文学科【2025年度から1年次入学生の募集を停止し在学生在がいなくなるのを待って廃止予定】

生きた英語とそれを支える文化、さらに英米文化のみならず広範な分野にわたる専門教育を実践的に教授するとともに、総合的な英語運用能力と豊かな国際感覚を養成し、広い視野と判断力及び適切なコミュニケーション能力を備えた人材の育成を目的とする。

11 短期大学部 生活創造学科【2025年度から1年次入学生の募集を停止し在学生在がいなくなるのを待って廃止予定】

人の生活を総合的、複合的、科学的にとらえるための知識・技術を教授し、生活に存在する問題を発見して適切に表現する能力、そして新しい生活方法を発想、実践する能力を養成し、主体的、能動的に生活の知的創造ができる人材の育成を目的とする。

(2) 中長期ビジョンの策定と実現に必要な取組みについて

2020年3月に策定した「学校法人北星学園 中長期計画～グランドデザイン2020-2040～」において、『大学・短期大学の目指す姿』として2040年までに達成する目標と、必要な取組みについて、以下のとおり確認しました。

1. 「北星らしさ」を具現化した教育研究活動を追究・実践・発信し、全国的な「知名度」を有する高等教育機関
2. 国籍や年代などを問わず学びを深めたい多様な人々から必要とされる（選ばれる）高等教育機関
3. 社会および地域が抱える課題に対する本学の役割を考え、社会に貢献できる高等教育機関
4. 北海道・札幌と、世界・全国を結ぶハブ(拠点)となる高等教育機関

「2040年までに目指す姿」の実現に向けて、中長期計画では「強化・改革に取り組む事柄」と、それに基づいた「2030年Milestone（中期目標）」を設定しています。中長期計画の推進にあたっては、設定した中期計画に基づいた単年度運営計画を策定し、そのうえで各部局・センターが運営計画に沿った活動を目指し、進捗管理・自己点検を通して各取組みの推進を図ります。年度末には、運営総括のなかで各取組みを評価し、次年度運営計画に引き継ぎながら中長期計画の推進を目指していきます。また、必要に応じて中長期計画を見直すことで、実態に即した取組みとなるよう改善していきます。

1-4 北星学園女子中学高等学校のスクール・ミッション、スクール・ポリシー

(1) スクール・ミッション（育てたい生徒像）

「自分らしさを大切にし、他者とともに生き、輝くことができる女性」

- ・自分らしさを大切にできる人間の育成
- ・他者と共に生きる力を身に付けた人間の育成
- ・社会に貢献できる人間の育成

(2) スクール・ポリシー（3つの方針）

■グラデュエーション・ポリシー

「Shine like stars in a dark world」をモットーに掲げ、具体的に次の三つの力を育て、多様な進路実現を目指します。

- ・グローバルコミュニケーション（地球市民の意識をもち、コミュニケーションできる力）
- ・ハーツ（「愛」と思いやりを胸に、平和と共生を目指す力）
- ・クリティカルシンキング（思考力と判断力を身に付け、行動する力）

■カリキュラム・ポリシー

- ・自己と他者を尊重し、行動する力を育成する。
- ・多様な文化・国際社会に目を向け、平和で調和ある未来を目指す力を育成する。
- ・課題に対する自分の意見を持ち、発信、共有、対話によって解決できる力を育成する。

■アドミッション・ポリシー

- ・思いやりの心を持って他者を尊重し、平和への関心が高い生徒
- ・違いを受け入れ、他者との関わりを大切にする生徒
- ・自分で考え、行動し、課題を乗り越えようとする生徒

1－5 北星学園大学附属高等学校のスクール・ミッション、スクール・ポリシー

(1) スクール・ミッション（育てたい生徒像）

キリスト教精神に基づいた他者と共に生きる自立した市民としての人格形成

(2) スクール・ポリシー（3つの方針）

■グラデュエーション・ポリシー

- 1 「共育」を理念とし、他者の意見を聴き主体的に思考できる生徒の育成
- 2 「知る力」を養い、自己理解と世界理解を深め、自らの視野を広げることのできる生徒の育成
- 3 「探究」する力を身に付け、それを社会に還元しようとする事のできる生徒の育成

■カリキュラム・ポリシー

キリスト教教育を根幹として、「共育」「知る力」「探究」を柱とした教育を行います。

- 1 基礎基本の学習内容の習得を重視し、学力向上を図ります
- 2 他者との関わりの中で視野を広げ、思考を深めることをねらいとした学びの場を用意します
- 3 考えを、文章（レポート）やプレゼンテーションなどで表現する場を用意します
- 4 習熟度別展開授業やチームティーチングなど、より細やかで効果的な学びの場を用意します
- 5 高大連携事業や教会など外部の教育力を活用し、社会へと視野を開く学びの場を用意します

■アドミッション・ポリシー

学びに対して素直で意欲的な生徒を受け入れます。

- 1 キリスト教主義教育に理解のある生徒
- 2 高い目的意識を持ち、進路実現に向けて学習に取り組もうとする生徒
- 3 他者と協働しながら、さまざまな活動に積極的に取り組もうとする生徒

1－6 北星学園余市高等学校のスクール・ミッション、スクール・ポリシー

(1) スクール・ミッション（育てたい生徒像）

【使命】人の中で生きる力を育てる

【目的及び教育目標】

キリスト教主義学校として宗教的ミッションを大切にし、集団を基礎とした高校生活を通して社会生活を営む上で大切な「多様な他者と共存する力」を育む。

(2) スクール・ポリシー（3つの方針）

■グラデュエーション・ポリシー

- 1 様々な選択肢の中から、自らの特性と希望を踏まえ、自主的に選び取れる力を育てる。

- 2 多様な他者が存在する社会において、自らの存在を活かした関わり方ができる力を育てる。
- 3 物事や事柄を捉える際に様々な視点を用いる事ができる柔軟な思考力を育てる。
- 4 事柄に取り組む際、他者も尊重しながら進めるための力（コミュニケーション力、協働する力など）を育てる。

■カリキュラム・ポリシー

- 1 他者と協力しながら課題を解決する事も含め、多様な学びの中で事柄が理解できるような授業を展開する。
- 2 課題解決に必要な考え方を体得するために、探究を用いた教科の展開を進める。
- 3 総合講座を活用し、地域と繋がりながら学ぶ機会を設ける。
- 4 生徒会執行部を中心とした自主活動を年間計画で組み、クラスを中心とした取り組みを進める。
- 5 PTA 等、様々な協力のもと教育活動を展開する。

■アドミッション・ポリシー

- 1 本校の教育方針を理解し、自ら学校生活を送る意欲のある生徒。
- 2 基本的なコミュニケーション力を有し、指導や指示の内容を理解できる生徒。

第2章 公共性・社会性の確保（社会貢献）

私立大学・学校は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければならない、建学の精神に基づき、自律的に教育事業を担う私立大学・学校は、こうした高い公共性と信頼性のもとの社会的責任を十二分に果たしてゆかねばなりません。ステークホルダー（学生・生徒・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、他の公益的な法人に比して同程度の公共性と信頼性を担保する必要があります。

2-1 学生・生徒に対して

（１）学生の学びの基礎単位である学部等においても、３つのポリシーを明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

①学部等ごとの３つの方針（ポリシー）

ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

②自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。

③多様性を包摂することの理念を踏まえ、「キャンパス・ハラスメントの防止と解決に関する実施要項」に基づき、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

（２）中学・高校のウェブサイトにおいて、それぞれの教育目標、カリキュラム、特色ある取組み等を公開し、入学から卒業に至る学びの具体的な道筋を、生徒・保護者に対して明確にします。

2-2 教職員等に対して

（１）教職協働

実効性ある中長期計画の策定・実行・評価・改善（PDCA サイクル）による大学・各学校の価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

（２）スクール・ディベロップメント

全構成員による、建学の精神（理念）に基づく教育・研究活動等を通じて、大学・各学校の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

①ボード・ディベロップメント：BD

ア 常任理事は、寄附行為等関連規定等に基づく責任担当事業領域・職務に係るPDCAを毎年度明示します。

イ 監事は毎年度監査計画を策定し、監査報告書を理事会及び評議員会に報告します。

②ファカルティ・ディベロップメント：FD

ア 大学・短期大学部の教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD 推進組織を整備し、可能な限り年次計画に基づき取組みを推進します。

イ 中学・高校教員が各学校における教育活動の促進及び教育職員の資質の向上を図るために、短期研修の機会を用意し、「中学・高等学校教育職員短期研修規程」を整備します。

③スタッフ・ディベロップメント：SD

ア すべての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。

イ SD 推進に係わる基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、可能な限り年次計画に基づき業務研修を行います。

2-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

①認証評価

平成16（2004）年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

ア 北星学園大学 認証評価結果

（公）大学基準協会の認証評価を2008年度、2015年度、2022年度に受審し「適合」の認定を得ています。

イ 北星学園大学短期大学部 認証評価結果

（財）大学・短期大学基準協会の認証評価を2008年度、2015年度、2022年度に受審し「適格」の認定を得ています。

②自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCAサイクル）の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画（中長期計画も含む）を策定し、実行します。

③学内外への情報公開

自己点検や改善改革に係る情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(2) 社会貢献・地域連携

北星学園大学は、開学以来、地域・社会そして世界に開かれた大学となることを基本理念として掲げています。大学における教育・研究から「知と技」を生み出し、それらが社会において成果を発揮し、地域の福祉、教育、文化及び産業等の振興並びに地域・国際社会の発展に貢献する、地域に根ざし、世界に開かれた大学となることを目指します。

①本学における教育・研究から生まれた「知と技」を、自治体、企業・団体、非営利組織等と連携して、地域の福祉、教育、文化及び産業等に還元し、もってその振興に貢献します。

- ②北星オープンユニバーシティをはじめとする各種講座を開講し、図書館など本学の教育機能を地域社会に開放することで、生涯学習など多様な学習機会を提供する他、学生・教職員が地域活動に積極的に携わるよう努めます。
- ③本学での教育課程及び地域での活動を通じ、卒業後も地域社会・国際社会での活動に携わる人材育成に努めます。

(3) 中学・高校においても、学校評価として自己評価、関係者評価、第三者評価等を実施し、ホームページ等を通じて積極的に公開します。また、教育課程において世界を含む社会情勢、多文化共生社会などについて理解を深めるとともに、ボランティア活動等を通じて地域社会と繋がり、社会貢献に努めます。

2-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

リスク管理規程及びリスク対策本部運営要綱に基づき、次の通り危機管理のための体制整備に努めます。

①危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。

- ア 大規模災害
- イ 感染症
- ウ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）

②災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。

- ア 学生・生徒等の安全安心対策
- イ 減災・防災対策
- ウ ハラスメント防止対策
- エ 情報セキュリティ対策
- オ その他のリスク防止対策

③事業継続計画の策定に取り組めます。

(2) 法令遵守のための体制整備

コンプライアンス行動指針及びコンプライアンス規程に基づき、次の通りコンプライアンス推進のための体制整備に努めます。

①全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則及び諸規程（以下「法令等」という）を遵守するよう組織的に取り組めます。

(3) 内部統制のための体制整備

学校法人 内部統制システム整備の基本方針に基づき、内部統制システムの整備に努めます。

第3章 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）

本法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、大学・各学校の価値の向上を実現します。本法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

3-1 理事会

（1）理事会の役割

①意思決定の議決機関としての役割

ア 理事会は、本法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。

②理事会の議決事項の明確化等

ア 理事会において議決する法人における重要事項を寄附行為等に明示します。

イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録して保管します。

ウ 理事会へ理事長及び業務執行理事者から、自己の職務の執行状況を報告します。

③理事及び大学・各学校運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事及び設置大学・各学校の運営責任者（学長及び校長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学・各学校の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

④理事会の構成員である学長・副学長・校長の体制

ア 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。

イ 学長、副学長及び校長の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

⑤実効性のある開催

ア 理事会は、年間の事業計画の進捗管理とともに、適宜、実効性を高めるための審議に注力します。

イ 審議に必要な時間は十分に確保します。

⑥役員（理事・監事）は、（ア）その任務を怠り、本法人に損害を与えた場合、（イ）その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

⑦役員（理事・監事）が本法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。

⑧役員（理事・監事）の本法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免について、寄附行為に規定しています。

⑨理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

3-2 理事

(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

- ①理事長は、法令及びこの寄附行為に規定する職務を行い、この法人内部の事務を総括し、この法人の業務について、この法人を代表します。
- ②理事長のほか学園長及び常務理事を置き、各々の役割のほか、理事長の職務代理者も明確に定めます。
- ③理事長を含む理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。
- ④理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行います。
- ⑤理事は、善良な管理者の注意をもって職務を行い、法人または第三者に損害を加えた場合には賠償責任義務を負います。
- ⑥理事は、本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。
- ⑦競業及び利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

(2) 学内理事の役割

- ①教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学・各学校の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ②教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

(3) 外部理事の役割

- ①複数名の外部理事（私立学校法第31条第4項第2号に該当する理事）を選任します。
- ②外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。
- ③外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

(4) 理事への研修機会の提供と充実

全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

3-3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ①監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ②監事は、その責務を果たすため、寄附行為に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。
- ③監事は、本法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。

- ④監事は、本法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、理事会及び評議員会並びに文部科学大臣へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ⑤監事は、本法人の業務及び財産状況を調査することができます。
- ⑥監事は、理事の行為により本法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

(2) 監事の選任

- ①監事の独立性を確保する観点を重視し、評議員会の議決によって監事を選任します。
- ②監事は3名置くこととします。
- ③監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

(3) 監事監査基準

- ① 監事は、寄附行為に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出し、これを公表します。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

- ①監事、会計監査人（及び内部監査者の三者）による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。
- ②監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
- ③本法人は監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。
- ④その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

3-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事会は評議員会に対し予め、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わるできません。

- ①役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう）の支給の基準
- ②競業及び利益相反取引の制限
- ③名誉理事長及び顧問の委嘱
- ④年度予算及び事業計画の決定
- ⑤事業に関する中期的な計画
- ⑥多額の借財
- ⑦不動産の買受
- ⑧予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ⑨重要な資産の処分又は譲受け
- ⑩解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産の帰属者の選定

- ⑪その他この法人の業務に関する重要事項で、理事長において必要と認めた事項
- (2) 議決機関としての役割
- 次に掲げる事項について、理事会の決議に際し、評議員会の議決を要します。理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は再度評議委員会を招集し、決裁を行わなければなりません。
- ①寄附行為の変更（ただし、第60条及び第61条の規定の変更については監事全員の同意が必要）
- ②合併
- ③私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
- (3) 評議員からなるべく多くの意見を聴取することができるよう、議事運営方法の改善に努めます。
- (4) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。
- (5) 評議員会は、監事の選任に際し、当該監事の資質や専門性について十分検討します。

3-5 評議員

- (1) 評議員の選任
- ①評議員の人数は、理事の定数をこえる数を選任します。
- ②評議員となる者は、次に掲げる者としています。
- ア 北星学園大学学部長及び短期大学学部長で評議員会において選任した者
- イ この法人及びその設置する学校の職員のうちから、評議員会において選任した者
- ウ この法人の設置する学校を卒業した者（前身学校を卒業した者を含む）で年令25年以上の者のうちから、評議員会において選任した者
- エ 福音主義キリスト教会の教師等のうちから、評議員会において選任した者
- オ この法人に関係ある学識経験者のうちから、評議員会において選任した者
- ③本法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。
- ④評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を選任する扱いとしています。
- (2) 評議員への研修機会の提供と充実
- ①本法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。
- ②本法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

第4章 透明性・信頼性の確保（情報公開）

私立大学・学校は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営、教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学・学校は、多くのステークホルダーから支持されることが必要であり、その目的は教育、研究、社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営、活動の透明性を確保します。

私立大学・学校は、教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置づけとは異なり、運営及び活動の公共性、適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

4-1 情報公開の充実

（1）法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条の2）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

①教育・研究に資する情報公表

- ア 大学の教育研究上の目的
- イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- コ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
- サ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力
- シ 教員の養成の状況についての情報

②法人に関する情報公表

- ア 寄附行為
- イ 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書
- ウ 監事の監査報告書
- エ 会計監査報告
- オ 財産目録

カ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）

キ 役員報酬に関する基準

（２）自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。

①教育・研究に資する情報公開

ア 海外の協定校及び海外派遣学生数

イ 大学間連携

ウ 地域連携並びに社会貢献活動

エ 実務経験のある教員等による授業科目

オ IR 情報

カ 研究成果に関する情報

キ 中学・高校における教育課程、特色ある取り組み、授業料等の学校が徴収する費用等

②法人に関する情報公開

ア 中期的な計画

（３）情報公開の工夫等

①上記（１）②及び（２）②の法人に関する情報については、Web公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。

②公開方法は、インターネットを使ったWeb公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。

③公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。

以 上